

# りそな e-レートサービス利用規定

2004 年 4 月制定

2005 年 1 月改定

2013 年 2 月改定

2014 年 4 月改定

2017 年 5 月改定

2017 年 8 月改定

2018 年 3 月改定

2022 年 1 月改定

2022 年 3 月改定

◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆

第1条 りそな e-レートサービスの内容等 .....	1
1. りそな e-レートサービスの内容 .....	1
2. 利用可能な取引の範囲 .....	1
3. 取扱通貨 .....	1
4. サービス利用時間 .....	1
5. 利用手数料 .....	1
第2条 本サービスの申込み .....	1
1. 利用の申込み .....	1
2. 銀行取引約定書および外国為替予約取引に関する約定書の締結 .....	1
第3条 本人確認 .....	1
1. 電子証明書について .....	1
2. 本人確認 .....	2
第4条 提供サービス・取引依頼・取引内容の確認 .....	3
1. 為替予約締結サービス .....	3
2. 為替スワップ締結サービス .....	4
3. 取引内容の通知 .....	6
第5条 規定の変更 .....	6
第6条 サービスの追加 .....	6
第7条 サービスの廃止 .....	6
第8条 規定等の準用 .....	6
第9条 免責事項等 .....	6
第10条 届け出事項の変更等 .....	7
第11条 解約・一時停止等 .....	8
第12条 サービスの休止 .....	8
第13条 契約期間 .....	8
第14条 通知手段 .....	9
第15条 リスクの承諾 .....	9
第16条 移管 .....	9
第17条 譲渡、質入れ等の禁止 .....	9
第18条 準拠法・合意管轄 .....	9
第19条 機密保持 .....	9

## 第1条 りそな e-レートサービスの内容等

### 1. りそな e-レートサービスの内容

「りそな e-レートサービスで提供するサービス」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンなど当社所定の機器を用いた契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、以下記載のサービスを提供いたします。

- ・ 為替予約取引の締結
- ・ 為替スワップ取引の締結

なお、当社は本サービスを提供する業務の一部を当社所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲で契約者と後記第2条1.に定めるユーザーに関する情報を当該企業に開示できるものとします。

### 2. 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用可能なものとします。

### 3. 取扱通貨

取扱通貨は、円を対価とする、当社所定の外国通貨とします。

### 4. サービス利用時間

本サービスの利用時間は、当社所定の時間内とします。なお、当社はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 5. 利用手数料

本サービスの利用手数料は当社所定の手数料とします。当社利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。利用手数料は、当社所定の振替日に普通預金規定、総合口座規定、当座勘定規定、カードローン取引規定等にかかわらず、預金通帳及び払い戻し請求書または当座小切手の提出なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

## 第2条 本サービスの申込み

### 1. 利用の申込み

契約者は、本サービスの利用の申込みの際に、当社所定の方法により、申込書に利用者(以下、「ユーザー」といいます)の、取扱希望通貨・売買区分、その他必要な事項を提出するものとします。

当社は契約者が本サービスを申込み、手続きが終了しますと契約者各ユーザーのユーザー名、取扱通貨、売買区分、カスタマーID No(以下、「CustomerID No」といいます)、申請コード、その他必要な事項を記載した「手続き完了のお知らせ」を発送します。ログインパスワードについても別途通知します。

なお、申込みがあっても、当社の判断により受付が出来ない場合があります。また、ご希望頂いた取扱通貨、売買区分について、当社の判断によりご希望に添えない場合があります。

次の各号のいずれかに該当する方は、本サービスの申込みはできません。

1. 日本国内の法人または日本国内の個人事業主以外の方
2. 外国為替および外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者の方

### 2. 銀行取引約定書および外国為替予約取引に関する約定書の締結

契約者は、本サービス利用前に当社との間で、銀行取引約定書、および外国為替予約取引に関する約定書を締結するものとします。ただし、スワフトを介して取引の確認等を行っている契約者を除きます。

## 第3条 本人確認

### 1. 電子証明書について

- (1) 本サービスを利用するに際し、当社から発行するユーザーの「電子証明書」を当社所定の方法により、ユーザーご自身でユーザーのパソコンによりインストールするものとします。インストールに際し、当社

は、本人確認のため、当社が「手続き完了のお知らせ」にてご連絡した「ユーザー名」「申請コード」とパソコンで入力された内容の一致を確認させていただきます。

- (2) 「電子証明書」は、本サービスのユーザーがユーザー本人であることを確認するために使用されるものです。また、当社は、「電子証明書」の発行業務の一部を当社所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲で契約者とユーザーに関する情報を当該企業に開示できるものとします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく、この「電子証明書」のバージョンを変更する場合があります。
- (3) 「電子証明書」は当社所定の期間(以下、「有効期間」といいます)に限り有効です。ユーザーは、「電子証明書」の期間が満了する以前に、当社所定の方法により更新を行うこととします。
- (4) 本契約が解約された場合は、本サービスについての「電子証明書」は無効になります。

## 2. 本人確認

- (1) 契約者が、本サービスを利用する場合、ユーザーがユーザー名、パスワード、電子証明書(以下、「本人確認情報」といいます)をパソコンより当社に送信するものとします。当社が受信した本人確認情報と当社に登録されている本人確認情報との一致を確認した場合には、当社は本人確認を行い、次の事項を確認できたものとみなします。
  - ・ 契約者の有効な意思による申込みであること
  - ・ 当社が受信した依頼内容が真正なものであること
- (2) ユーザー名、パスワードは重要な情報です。契約者がこれらを指定する場合は、当社所定の文字数を指定してください。また、パスワードの指定にあたっては、生年月日、電話番号等第三者から推測可能な番号は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理するものとします。
- (3) 契約者のユーザー名、パスワード、電子証明書が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合(ユーザー名等を記載した「手続き完了のお知らせ」が紛失した場合等を含みます)、機器の盗難、遺失などによりユーザー名等を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当社所定の時間内に当社に届け出てください。届け出の受付により、当社は当該ユーザー名、パスワード、若しくは電子証明書を利用するユーザーに対する本サービスの利用を停止します。
- (4) 前項の届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当社に連絡のうえ所定の手続きをとってください。なお、この場合の手続きには、第2条1、第3条1.(1)、第10条の規定を準用するものとします。
- (5) 当社が本規定(当社所定事項に定める事項を含みます)にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、ユーザー名、パスワード、電子証明書等について不正利用、その他の事故があっても当社は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。当社が送付するユーザー名等が記載されている「手続き完了のお知らせ」等は契約者が厳重に管理し、第三者に開示しないものとします。また、紛失・盗難に遭わないよう十分注意して下さい。
- (6) 契約者が取引の安全性を確保するため、当社の所定の期間を超えた場合、パソコンによりパスワードを変更してください。また、パスワードは契約者がパソコンにより任意に変更を行うことが出来ます。これらの場合、当社が受信した本人確認情報と事前に届出の本人確認情報との一致を確認した場合には、お客さまの有効な意思による申込みとして取扱い、新しいパスワードに変更します。
- (7) 契約者が届出と異なるパスワードの入力を当社が任意に定める回数以上連続して行ったときは、当該ユーザーのパスワードは無効になります。これらの再設定を行う場合には、当社所定の手続きを取って下さい。

- (8) 「電子証明書」をインストールされたパソコンを譲渡、破棄する場合、事前に「電子証明書」の削除を行ってください。契約者がこの削除を行わなかった場合、「電子証明書」の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害につきましては、当社は責任を負いません。パソコンの譲渡、破棄により新しいパソコンを使用する場合は、当社所定の方法により「電子証明書」を再インストールしてください。

## 第4条 提供サービス・取引依頼・取引内容の確認

### 1. 為替予約締結サービス

#### (1) 為替相場の照会

本人確認手続き終了後、為替予約締結サービスを利用するに際し契約者は、売通貨、買通貨、取引金額、受渡日等、当社所定の事項(以下、「為替予約申込内容」といいます)を所定の手順に従って当社に送信し、外国為替相場を照会するものとします。当社は、為替予約申込み内容の受信後、当社所定の方法により契約者に提示する外国為替相場(以下、「提示為替相場」といいます)を決定し、契約者から受信した為替予約申込内容および提示為替相場を端末に返信します。

但し、提示為替相場が市場実勢と大幅に乖離している等、当社が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示為替相場、及び、当該提示為替相場により締結された取引は無効とします。これにより契約者等に何らかの損害が発生しても当社は責任を負いません。

#### (2) 為替予約取引の締結

契約者は、前記第4条 1.(1)により端末に返信された為替予約申込内容および提示為替相場を確認の上、その内容で為替予約取引を締結する場合は、当社所定の方法で締結意思を明示する操作を行うものとします。

契約者の締結意思を示す電文が、当社が端末に提示為替相場を返信してから当社所定の時間(以下、「規定時間」といいます)内に、当社内の所定の機器に到達した場合は、契約者と当社の間で為替予約取引が成立するものとします。

また、以下の場合、当該取引を行うことはできません。

① 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合

② 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合

また、当社は提示為替相場を取り消すことがあり、契約者の締結意思を示す電文が規定時間内に当社所定の機器に到達する以前に当社内において取り消しの手続を行った場合には、契約者と当社の間で為替予約取引は成立しません。この場合は、為替予約取引は成立しないとともに、当社が契約者に返信した提示為替相場は取り消されます。

なお、規定時間は取引内容により異なる場合があります。また当社は、契約者に通知することなく規定時間を変更することがあります。

取引成立後の変更・取消は一切応じられません。万一、当社がやむを得ないと認めて、変更・取消が発生する場合は、当社取扱店に速やかに連絡し当社所定の手続きを行うこととします。変更・取消により発生する手数料、清算金等はすべて契約者が責任を負うものとします。変更・取消時の相場動向によっては手数料、清算金等が高額になる場合があります。

#### (3) 取引限度額

当社が受信した為替予約申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、もしくは**当社が設定した与信限度額の超過等**その他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる為替予約取引の締結は出来ません。この場合、別途電話等による為替予約取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。

**なお、与信限度額は、契約者の財務内容や取引状況等を勘案して当社所定の方法により円貨額で決定されます。**

与信残高は、1 件毎の為替予約の締結外貨額×締結為替相場によって算出された円貨額の合計となります。

与信限度額および与信残高は、当社が社内システムにより管理しておりますが、万一、与信限度額を超過した場合には、契約者と当社取引店は速やかに限度額超過の解消に努めるものとします。この場合、契約者の責に帰すべき事由により発生する手数料、清算金は全て契約者が責任を負うものとします。

#### (4) 対価額の算出方法

外貨確定取引の円貨額算出、円貨確定取引の外貨額算出など対価額の算出は、当社所定の方法で行います。なお、外貨確定取引とは、外貨額を指定の上、外貨と円貨を交換する取引のことをいい、円貨確定取引とは、円貨額を指定の上、円貨と外貨を交換する取引をいいます。

#### (5) リーブオーダーサービス

##### ①サービスの内容

為替予約取引のうち、契約者が、契約者のパソコンと当社の間でデータを授受することにより、為替予約取引にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件にて為替予約取引を成立させることが可能となったと当社が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させる方法をリーブオーダーといいます。

##### ②受渡期間

リーブオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、当社が定める期間とします。

##### ③注文

リーブオーダーサービスの注文は、本人確認手続き終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当社の指定する方法により当社に送信し、当社の注文受付に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。

##### ④注文の変更

リーブオーダー注文の確定後、契約者は、取引成立前の当社所定のリーブオーダーサービス提供時間帯に限り、当社の指定する方法で注文の変更・取消(以下「変更等」)を行うことができます。契約者が変更等にかかる依頼を行った場合でも、当社が手続きを完了するまでに変更前の条件で為替予約取引が成立した場合は、変更・取消を行うことはできません。

##### ⑤結果

リーブオーダーによる予約取引については、当社所定の期限内に、契約者の希望する約定条件が満たされ、かつ当社にて為替予約取引締結に関わる処理がすべて完了した時点で取引が成立するものとします。リーブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を契約者パソコン画面に表示します。なお、当該取引結果の表示は遅延する場合があります。

契約者がリーブオーダーによる予約取引の条件として指定することができる金額の下限・上限及び外国為替相場の範囲は当社が定めるものとします。また当社は、当該金額の下限・上限及び外国為替相場の範囲をいつでも変更できるものとします。

リーブオーダーは市場価格と当社の約定価格が必ずしも一致しないことがあり、契約者は不成立に終わった場合でも、何ら異議を申し立てしないことについて、同意することとします。

## 2. 為替スワップ締結サービス

### (1) 為替相場の照会

本人確認手続き終了後、為替スワップ締結サービスを利用するに際し契約者は、手前足・先足の売

通貨・買通貨、取引金額、受渡日等、当社所定の事項(以下、「為替スワップ申込内容」といいます)を所定の手順に従って当社に送信し、為替スワップ相場を照会するものとします。当社は、為替スワップ申込み内容の受信後、当社所定の方法により契約者に提示する為替スワップ相場(以下、「提示為替スワップ相場」といいます)を決定し、契約者から受信した為替スワップ申込内容および提示為替スワップ相場を端末に返信します。

但し、提示為替スワップ相場が市場実勢と大幅に乖離している等、当社が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示為替スワップ相場、及び、当該提示為替スワップ相場により締結された取引は無効とします。これにより契約者等に何らかの損害が発生しても当社は責任を負いません。

## (2) 為替スワップ取引の締結

契約者は、前記第4条2.(1)により端末に返信された為替スワップ申込内容および提示為替スワップ相場を確認の上、その内容で為替スワップ取引を締結する場合は、当社所定の方法で締結意思を明示する操作を行うものとします。

契約者の締結意思を示す電文が、当社が端末に提示為替スワップ相場を返信してから当社所定の規定時間内に、当社内の所定の機器に到達した場合は、契約者と当社の間には為替スワップ取引が成立するものとします。

また、以下の場合は、当該取引を行うことはできません。

① 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合

② 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合

また、当社は提示為替スワップ相場を取り消すことがあり、契約者の締結意思を示す電文が規定時間内に当社所定の機器に到達する以前に当社内において取り消しの手続を行った場合には、契約者と当社の間には為替スワップ取引は成立しません。この場合は、為替スワップ取引は成立しないと認め、当社が契約者に返信した提示為替スワップ相場は取り消されます。

なお、規定時間は取引内容により異なる場合があります。また当社は、契約者に通知することなく規定時間を変更することがあります。

取引成立後の変更・取消は一切応じられません。万一、当社がやむを得ないと認めて、変更・取消が発生する場合は、当社取扱店に速やかに連絡し当社所定の手続きを行うこととします。変更・取消により発生する手数料、清算金等はすべて契約者が責任を負うものとします。変更・取消時の相場動向によっては手数料、清算金等が高額になる場合があります。

## (3) 取引限度額

当社が受信した為替スワップ申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、**当社が設定した与信限度額の超過等**もしくはその他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替スワップ相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる為替スワップ取引の締結は出来ません。この場合、別途電話等による為替スワップ取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。

**なお、与信限度額は、契約者の財務内容や取引状況等を勘案して当社所定の方法により円貨額で決定されます。**

**与信残高は、1件毎の為替予約の締結外貨額×締結為替相場によって算出された円貨額の合計となります。**

**与信限度額および与信残高は、当社が社内システムにより管理しておりますが、万一、与信限度額を超過した場合には、契約者と当社取扱店は速やかに限度額超過の解消に努めるものとします。**

**この場合、契約者の責に帰すべき事由により発生する手数料、清算金は全て契約者が責任を負うものとします。**

## (4) 対価額の算出方法

外貨確定取引の円貨額算出、円貨確定取引の外貨額算出など対価額の算出は、当社所定の方法で行います。

### 3. 取引内容の通知

- (1) 本サービスにより締結した為替予約取引、為替スワップ取引はパソコンに「取引一覧」が表示され印刷いただけます。また、別途当社所定の方法により取引内容を契約者あてに通知するものとします。
- (2) 契約者と当社との間で取引内容に疑義が生じた場合は、当社が保存する電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

## 第5条 規定の変更

1. 当社には必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法(当社の所定事項を含みます)を変更することができます。この場合、当社は、りそな e-レートサービス画面上のりそな e-レートサービス利用規定(利用規定)を改定し提示します。
2. 当社は、前項の提示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議無く承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、りそな e-レートサービス画面上のりそな e-レートサービス利用規定(利用規定)をご確認のうえご利用ください。
3. 契約者は、第1項の利用規定の変更不同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、第11条の規定を準用するものとします。

## 第6条 サービスの追加

1. 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用出来るものとします。ただし、当社が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
2. サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

## 第7条 サービスの廃止

1. 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当社は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
2. サービスの一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

## 第8条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、銀行取引約定書、外国為替予約取引に関する約定書等関係する規定等により取扱います。これらの規定等と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

## 第9条 免責事項等

1. 当社が、契約者のパソコンから送信された本人確認情報と当社にて登録した本人確認情報が一致していることを確認して取引を行いました上は、本人確認情報につき、当社の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害につきましては当社は責任を負いません。
2. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害、および災害、事変、裁判所等公的機関の措置等により生じた損害については当社は責任を負いません。

3. 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。
4. 契約者は、本サービスを利用するにあたり契約者自身が所有するパソコン等の端末を利用し、通信環境については契約者の責任において確保してください。当社はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼動することを保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。なお、契約者は、本サービスの利用にあたり、当社のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとし、万一、これに反した場合は一切の損害について責任を負います。
5. 当社が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届け出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面に付き、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。
6. 当社は、外国為替相場に急激な変化が起こった場合等に、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止する場合があります。また、通信機器、回線およびコンピューター等の障害、並びに回線の不通・輻輳等により、本サービスの利用が不能となる場合があります。この場合契約者は、当社所定の方法により、為替予約取引、もしくは為替スワップ取引の締結手続を別途行ってください。本サービスの停止、コンピューター等の障害等により生じた損害について当社は責任を負いません。
7. 契約者のご利用残高やご利用額によっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。なお、その間に契約者に生じた為替差損等の損害については当社は責任を負いません。
8. 当社が第 2 条 1.の規定に従い「手続き完了のお知らせ」を契約者に発送する際に、郵便上の事故等当社の責めによらない事由により、第三者(当社職員を除きます)が当該ユーザー名等を知り得たとしても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
9. 本サービスを通じてなされた契約者と当社間の通信の記録並びに電子文書等は、当社所定の期間に限り当社所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当社がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害については当社は責任を負いません。
10. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに係わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当社は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当社が当該情報を開示したことにより生じた損害については当社は責任を負いません。

## 第 10 条 届け出事項の変更等

1. 預金口座及び「りそな e-レートサービス」に関する印章、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他届け出事項に変更があったときには、当社の定める方法(本規定、各種預金規定及びその他の取引規定で定める方法も含みます)に従い直ちに当社に届けてください。変更の届け出は当社の変更処理が終了した後に有効になります。変更処理終了前に生じた損害については当社は責任を負いません。
2. 前項に定める届け出事項の変更の届け出がなかったために、当社からの送信、通知または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
3. 本人確認情報の変更を依頼される場合は、当社所定の方法にて届け出てください。変更の届け出は当社の変更処理が終了した後に有効になります。変更処理終了前に生じた損害については当社は責任を負いません。

負いません。

## 第 11 条 解約・一時停止等

1. 本規定の基づく契約は、当事者の一方の都合で通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の手続によるものとします。なお、解約の届け出は当社の解約手続が終了した後には有効となります。解約手続終了前に生じた損害については当社は責任を負いません。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が認めた場合については、即時に解約出来ない場合があります。
3. 当社が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとします。
4. 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
  - (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押さえ、保全差押さえ、差押さえまたは競売手続の開始があったとき
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき
  - (4) 当社に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
  - (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
  - (6) 解散、その他営業活動を休止したとき
  - (7) 当社への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
  - (8) 契約者が不正な取引を行ったと当社が判断したとき
  - (9) ユーザー名、パスワード、電子認証を不正に使用したとき
  - (10) 本規定または本規定に基づく所定の事項に違反したとき
  - (11) 銀行取引約定書、外国為替予約取引に関する約定書その他契約者が当社との間に締結している約定・契約に違反したとき
  - (12) その他、前各号に準じ、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
5. 当社は、第 9 条 6.の事由が生じたとき、もしくは契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、いつでも、契約者の事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとする。
  - (1) 当社が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合
  - (2) 当社に予め届け出た電子メールアドレスの相違等により、当社からユーザー宛に送信した電文が不着になった場合

## 第 12 条 サービスの休止

当社は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当社のホームページ、その他の方法によりお知らせします。

## 第 13 条 契約期間

本規定に基づく契約期間は、「手続完了のお知らせ」に記載したお取扱開始日から起算して 1 年間とし、契約者または当社から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して 1 年間継続されるものとし

ます。継続後も同様とします。

## 第 14 条 通知手段

1. 当社より契約者に通知・確認・照会・ご案内を行う場合には、届出のあった住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話等によって通知・確認・照会・ご案内ができない、あるいは誤った連絡先に通知・確認・照会・ご案内されたとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第 15 条 リスクの承諾

契約者は、ご利用ガイド、パンフレット、ホームページ等に記載されている当社所定の通信の安全性のために採用しているセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策及び本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾したうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正利用により契約者が損害を受けた場合、当社は責任を負いません。

## 第 16 条 移管

1. 本サービスの取扱店を契約者の都合で移管することは出来ません。取扱店の変更を希望される場合は、当社所定の方法の手続きをとって下さい。なお、この場合の手続きには、第 2 条 1.、第 3 条 1.(1)、第 10 条、第 11 条の規定を準用するものとします。
2. 当社の店舗の統廃合等、当社の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取扱店に移されます。但し、契約者に連絡のうえ個別対応とさせていただく場合もありますのでご了承ください。

## 第 17 条 譲渡、質入れ等の禁止

本規定に基づく契約者の権利等は、譲渡、質入れ等することはできません。

## 第 18 条 準拠法・合意管轄

本規定に基づく契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する裁判については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

## 第 19 条 機密保持

1. 当社より入手したソフトウェア等を第三者に提供開示したり遺漏することを禁止します。
2. 当社の提供するソフトウェア等の複製・貸与および改変を禁止します。
3. 本契約の有効期間中および終了後で、本契約により知り得た当社の業務上の秘密やデータを第三者に遺漏することを禁止します。

以上

## 当社所定事項について

(1) 本サービスにおける当社所定事項は次のとおりとします。

## 当社所定の事項については、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(2) 当社所定の内容については、当社のホームページ等への掲載、郵送等でご案内致しますので、本サービス利用の際には最新の内容を確認の上、ご利用ください。なお、契約者が本サービスを利用の際には、当社所定事項の内容について承諾したものとみなします。

(2017年8月7日)

1条1項	使用機器について	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象コンピューター、対象 OS、対象ブラウザについては、パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>
1条1項	委託先について	<ul style="list-style-type: none"> <li>トムソン・ロイター・ジャパン(株)</li> </ul>
1条3項	取扱通貨について	<ul style="list-style-type: none"> <li>米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、カナダドル、香港ドル、シンガポールドル、デンマーククローネ、スウェーデンクローネ、ノルウェークローネ、タイバーツ、人民元、メキシコペソ</li> </ul>
1条4項	利用時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行営業日(土・日を除く) 9:00~19:00</li> <li>ただし、以下の時間を除きます</li> <li>(i) 1月1日~1月3日、12月31日</li> <li>(ii) 祝日</li> <li>(iii) 振替休日</li> <li>(iv) サービス追加等によるメンテナンス時及びあらかじめ通知する時間帯</li> <li>※ 停止時間の詳細についてはホームページ等への掲載、郵送等でご案内致します。</li> </ul>
1条5項	利用手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料です。</li> </ul>
2条1項	サービス申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社制定の「りそな e-レートサービス」申込書に、必要事項を記入のうえご提出していただきます。</li> <li>※ 詳しくは申込書等をご覧ください。</li> </ul>
3条1項	電子証明書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行業務は デジサート・ジャパン合同会社に委託します。</li> <li>※ 操作方法等の詳細は、ご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
3条2項(2)	パスワードの文字数、有効期限について	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字数は8桁の英数字をご指定ください。有効期限は、90日です。</li> <li>※ パスワード変更方法等詳細は、ご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
3条2項(3)	指定機器の盗難、逸失時の連絡時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行営業日(土・日を除く) 9:00~19:00</li> <li>ただし、以下の時間を除きます</li> <li>(i) 1月1日~1月3日、12月31日</li> <li>(ii) 祝日</li> <li>(iii) 振替休日</li> <li>※詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
3条2項(4)	サービス停止時の再開手続、パスワード等の無効時の再設定手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社制定の書面による届け出が必要になります。</li> <li>※ 詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
4条1項	為替予約、為替スワップの締結方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳しい操作方法等については、ご利用ガイド、操作画面等をご覧ください。</li> </ul>
4条2項		
4条3項	取引内容の通知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社と「外国為替予約取引に関する約定書」を締結している契約者</li> <li>当社所定の方法により取引内容を契約者あてに通知します。</li> <li>その他の契約者</li> <li>スィフト等を利用し、取引内容を確認頂くものとします。</li> </ul>
9条6項	利用不能時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引営業店等にご連絡の上、別途為替予約、もしくは為替スワップ取引の締結を行ってください。</li> </ul>
9条9項	通信記録等の保存期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の内部規定等に基づき保存致します。</li> </ul>
10条3項	本人確認情報の変更について	<ul style="list-style-type: none"> <li>パスワード：ログイン後の画面で行えます。</li> <li>※ 詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。</li> <li>ユーザー名、電子証明書：当社制定の書面による届け出が必要になります。</li> <li>※ 詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
11条3項	当社に対する解約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社制定の書面による届け出が必要になります。</li> <li>※ 詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。</li> </ul>
15条	採用しているセキュリティについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社では128ビットSSL方式を採用しています。</li> <li>※ 詳しくはご利用ガイド・パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>
16条	取扱店の移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しく本サービスの利用をご希望の取扱店で新規に本サービスの申込みを頂き、既に本サービスをご利用の取扱店で本サービスを解約してください。</li> </ul>

改定履歴

改定日	改定箇所	改定前	改定後
2005年1月27日	5条 規定の変更	第5条 規定の変更  1. 当社は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法(当社の所定事項を含みます)を変更することができます。この場合、当社は、当社のホームページ上のりそな e-レートサービス商品照会画面への提示、その他相当の方法で通知することとします。  2. 当社は、前項の提示もしくは通知で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議無く承諾されたものとみなします。  3. 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、第11条の規定を準用するものとします。	第5条 規定の変更  1. 当社は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法(当社の所定事項を含みます)を変更することができます。この場合、当社は、りそな e-レートサービス画面上のりそな e-レートサービス利用規定(利用規定)を改定し提示します。  2. 当社は、前項の提示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議無く承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、りそな e-レートサービス画面上のりそな e-レートサービス利用規定(利用規定)をご確認のうえご利用ください。  3. 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、第11条の規定を準用するものとします。
2013年2月28日	4条 3.取引内容の確認	第4条 提供サービス・取引依頼・取引内容の確認  3. 取引内容の確認 (1) 本サービスにより締結した為替予約取引、為替スワップ取引はパソコンに「取引一覧」が表示され印刷いただけます。ただし、別途当社所定の方法により取引内容を確認いただくものとします。万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨取扱店へご連絡ください。  (2) 契約者と当社との間で取引内容に疑義が生じた場合は、当社が保有する電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。	第4条 提供サービス・取引依頼・取引内容の確認  3. 取引内容の通知 (1) 本サービスにて締結した為替予約につきましては、外国為替予約取引に関する約定書第3条1.に関わらず、契約者からのスリップの提出は省略するものとします。本サービスにより締結した為替予約取引、為替スワップ取引はパソコンに「取引一覧」が表示され印刷いただけます。また、別途当社所定の方法により取引内容を契約者あてに通知するものとします。  (2) 契約者と当社との間で取引内容に疑義が生じた場合は、当社が保有する電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。
2014年4月1日	3条 2項 (3) 指定機器の盗難、逸失時の連絡時間について	・ 銀行営業日(土・日を除く) 8:40～17:10 ただし、以下の時間を除きます (iv) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (v) 祝日 (vi) 振替休日 ※詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。	銀行営業日(土・日を除く) 9:00～17:00 ただし、以下の時間を除きます (vii) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (viii) 祝日 (ix) 振替休日 ※詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。
2017年5月29日	1条 3項 取扱通貨について	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、スイスフラン、ニュージーランドドル、カナダドル、シンガポールドル、香港ドル、デンマーククローネ、ノルウェークローネ、スウェーデンクローネ、人民元、タイバーツ
2017年5月29日	1条 4項 利用時間について	銀行営業日(土・日を除く) 9:00～17:00 ただし、以下の時間を除きます (v) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (vi) 祝日 (vii) 振替休日 (viii) サービス追加等によるメンテナンス時及びあらかじめ通知する時間帯 停止時間の詳細についてはホームページ等への掲載、郵送等でご案内致します。	銀行営業日(土・日を除く) 9:00～19:00 ただし、以下の時間を除きます (i) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (ii) 祝日 (iii) 振替休日 (iv) サービス追加等によるメンテナンス時及びあらかじめ通知する時間帯 停止時間の詳細についてはホームページ等への掲載、郵送等でご案内致します。
2017年5月29日	3条 2項 (3) 指定機器の盗難、逸失時の連絡時間について	銀行営業日(土・日を除く) 9:00～17:00 ただし、以下の時間を除きます (x) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (xi) 祝日 (xii) 振替休日 ※詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。	銀行営業日(土・日を除く) 9:00～19:00 ただし、以下の時間を除きます (xiii) 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日 (xiv) 祝日 (xv) 振替休日 ※詳しくはご利用ガイド等をご覧ください。
2017年5月29日	4条 1項 (5) リーブオーダーサービス	新設	リーブオーダーサービス ①サービスの内容 為替予約取引のうち、契約者が、契約者のパソコンと当社間でデータを授受することにより、為替予約取引にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件にて為替予約取引を成立させることが可能となったと当社が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させる方法をリーブオーダーといいます。  ②受渡期間 リーブオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡

				<p>期間は、当社が定める期間とします。</p> <p>③注文 リープオーダーサービスの注文は、本人確認手続き終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当社の指定する方法により当社に送信し、当社の注文受付に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。</p> <p>④注文の変更 リープオーダー注文の確定後、契約者は、取引成立前の当社所定のリープオーダーサービス提供時間帯に限り、当社の指定する方法で注文の変更・取消(以下「変更等」)を行うことができます。契約者が変更等にかかる依頼を行った場合でも、当社が手続きを完了するまでに変更前の条件で為替予約取引が成立した場合は、変更・取消を行うことはできません。</p> <p>⑤結果 リープオーダーによる予約取引が成立したかどうかについては、当社所定の期限内に、契約者の希望する約定条件が満たされ、かつ当社にて為替予約取引締結に関わる処理がすべて完了した時点で取引が成立するものとします。リープオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を契約者パソコン画面に表示します。なお、当該取引結果の表示は遅延する場合があります。</p> <p>契約者がリープオーダーによる予約取引の条件として指定することができる金額の下限・上限及び外国為替相場の範囲は当社が定めるものとします。また当社は、当該金額の下限・上限及び外国為替相場の範囲をいつでも変更できるものとします。</p> <p>リープオーダーは市場価格と当社の約定価格が必ずしも一致しないことがあり、不成立に終わった場合には、何ら異議を申し立てないことについて、契約者は同意することとします。</p>
2017年8月7日	1条3項	取扱通貨について	・米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、カナダドル、香港ドル、シンガポールドル、デンマーククローネ、スウェーデンクローネ、ノルウェークローネ、タイバーツ、人民元	・米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、カナダドル、香港ドル、シンガポールドル、デンマーククローネ、スウェーデンクローネ、ノルウェークローネ、タイバーツ、人民元、メキシコペソ
2018年3月20日	2条1項	利用の申込み	手続きが終了しますと契約者各ユーザーのユーザー名、取扱通貨、売買区分、カスタマーID No(以下、「CustomerID No」といいます)、その他必要な事項を記載した「手続き完了のお知らせ」を送信します。ログインパスワードについても別途通知します。	手続きが終了しますと契約者各ユーザーのユーザー名、取扱通貨、売買区分、カスタマーID No(以下、「CustomerID No」といいます)、申請コード、その他必要な事項を記載した「手続き完了のお知らせ」を送信します。
2018年3月20日	3条1項	電子証明書について	インストールに際し、当社は、本人確認のため、事前に届出の「ユーザー氏名(英語表記)」、「電子メールアドレス」「会社名(英語表記)」、および当社が「手続き完了のお知らせ」にてご連絡した「CustomerID No」と、パソコンで入力された内容の一致を確認させていただきます。	インストールに際し、当社は、本人確認として、当社が「手続き完了のお知らせ」にてご連絡した「ユーザー氏名(英語表記)」「申請コード」とパソコンに入力されたものと的一致を確認の上、電子証明書を発行させていただきます。
2018年3月20日	3条1項、3条2項(8)	電子証明書について(当社所定事項について)	発行業務は(株)シマンテックに委託します。	発行業務は デジサート・ジャパン合同会社に委託します。
2022年1月17日	4条	3.取引内容の確認	3. 取引内容の通知 (1) 本サービスにて締結した為替予約につきましては、外国為替予約取引に関する約定書第3条1.に関わらず、契約者からのスリップの提出は省略するものとします。 本サービスにより締結した為替予約取引、為替スワップ取引はパソコンに「取引一覧」が表示され印刷いただけます。また、別途当社所定の方法により取引内容を契約者あてに通知するものとします。	3. 取引内容の通知 (1)当社所定の方法により取引内容を契約者あてに通知します。
2022年3月18日	4条	1.為替予約締結サービス	1. 為替予約締結サービス (3)取引限度額 当社が受信した為替予約申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、もしくはその他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる為替予約取引の締結は出来ません。この場合、別途電話等による為替予約取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。	1. 為替予約締結サービス (3)取引限度額 当社が受信した為替予約申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、もしくは <b>当社が設定した与信限度額の超過等</b> その他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる為替予約取引の締結は出来ません。この場合、別途電話等による為替予約取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。 <b>なお、与信限度額は、契約者の財務内容や取引状況等を勘案して当社所定の方法により円貨額で決定されます。</b> <b>与信残高は、1件毎の為替予約の締結外貨額×締結為替相場によって算出された円貨額の合計となります。</b> <b>与信限度額および与信残高は、当社が社内システムにより管理しておりますが、万一、与信限度額を超過した場合には、契約者と当社取引店は速やかに限度額超過の解消に努めるものとします。</b> <b>この場合、契約者の責に帰すべき事由により発生する手数料、清算金は全て契約者が責任を負うものとします。</b>
2022年3月18日	4条	2.為替スワップ締結サービス	2.為替スワップ締結サービス (3)取引限度額 当社が受信した為替スワップ申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、もしくはその他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替スワップ相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる為替スワップ取引の締結は	2.為替スワップ締結サービス (3)取引限度額 当社が受信した為替スワップ申込内容が、契約者が申込書によって登録した1回あたりの取引限度額を超える場合、 <b>当社が設定した与信限度額の超過等</b> もしくはその他当社の判断により取引を受け付けられない場合、当社は、契約者の端末に提示為替スワップ相場を返信しませんので契約者は、本サービスによる

		<p>出来ません。この場合、別途電話等による為替スワップ取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。</p>	<p>る為替スワップ取引の締結は出来ません。この場合、別途電話等による為替スワップ取引の締結が可能な場合がありますので、契約者は当社取扱店へ照会することが出来ます。</p> <p>なお、与信限度額は、契約者の財務内容や取引状況等を勘案して当社所定の方法により円貨額で決定されます。</p> <p>与信残高は、1件毎の為替予約の締結外貨額×締結為替相場によって算出された円貨額の合計となります。</p> <p>与信限度額および与信残高は、当社が社内システムにより管理しておりますが、万一、与信限度額を超過した場合には、契約者と当社取引店は速やかに限度額超過の解消に努めるものとします。</p> <p>この場合、契約者の責に帰すべき事由により発生する手数料、清算金は全て契約者が責任を負うものとします。</p>
--	--	---	---